

自然災害等による災害救助法適用に伴う 本学出願者及び在学生への特別措置について＜通信教育部＞

この度の災害により、被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

学校法人東京聖徳学園では、聖徳大学大学院、聖徳大学、聖徳大学短期大学部、（各通信教育部を含む）で、災害救助法適用地域において、被害を受けた本学出願者及び在学生に対する特別措置を実施いたします。

○災害救助法適用地域は、以下のとおりです【平成23年1月31現在】

平成23年 1月の大雪による （新潟県） 長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、
上越市、東蒲原郡阿賀町

《通信教育部出願者及び在学生についての取扱い》

【出願者】

被害を受けた本学出願者に対し、り(被)災証明書(写しでも可)の提出をもって、以下の特別措置を講じます。平成23年度4月生 として出願する方が対象です。（正科生対象）

入学選考料を無料とします。

平成23年度4月生の入学年度入学金、授業料、施設費、教育充実費を2分の1とします。

災害救助法適用前に平成23年度4月生として出願・入学手続きを取られた方は、通信教育部047-365-1200（直通）まで、お問い合わせください。

納付金（入学時）

	検定料	入学金	授業料	施設費	教育充実費
大学院	0	110,000	157,500	25,000	25,000
児童学部・人文学部 （編入学、課程正科生含む）	0	15,000	27,500	3,250	-
短期大学部（1年次入学）	0	15,000	23,500	-	7,250
短期大学部（2年次編入学）	0	32,500	23,500	-	7,250

【在学生】

被害を受けた地域に居住する本学在校生に対し、り（被）災証明書(写しでも可)の提出をもって、以下の特別措置を講じます。（正科生対象）

（ア）平成23年度の授業料、施設費、教育充実費を2分の1とします。

（イ）在籍料についてはこの対象としません。

＜問合せ先 TEL：047-365-1200（通信教育部 直通）＞

以上